

風しんの追加的対策に係る令和3年度の対応について

【有効期限について】

厚生労働省健康局健康課からの事務連絡(令和3年1月12日付け)により、風しんの追加的対策に係る令和元年度及び令和2年度に発行されたクーポン券については、令和4年2月まで使用可能となりました。

※ 請求時、クーポン券の有効期限の訂正は必要ありません。

【予防接種等の価格について】

厚生労働省健康局健康課からの事務連絡(令和3年3月6日付け)により、風しんの追加的対策に係る令和元年度及び令和2年度に発行されたクーポン券に係る取扱いは、以下のとおりとなりました。

『抗体検査(券種1)』

令和元年度から変更はありません。

『予防接種予診のみ(券種2)』及び『予防接種(券種3)』

各市町村により変更している場合があります。厚生労働省のホームページ又は発行元の市町村等においてご確認いただきますようお願いいたします。

※ 令和3年4月1日以降に実施した、予防接種予診のみ、予防接種を国保連合会へ請求される際に価格が変更している場合には、必ずクーポン券の旧金額に取り消し線を引き、余白に改定後の金額を記載し、ご請求いただきますようお願いいたします。

なお、改定後の金額が記載されていない場合は、印刷済みの券面額により支払われることとなりますので、ご注意ください。